

訓練手当支給規則第 4 条第 2 項各号の規定による級地（平成 16 年岩手県告示第 262 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
区 分	1 級地	2 級地	3 級地	区 分	1 級地	2 級地	3 級地
[略]				[略]			
神奈川県	[略]	海老名市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町及び二宮町、足柄上郡開成町、大井町及び松田町、 <u>足柄下郡箱根町</u> 、 <u>真鶴町</u> 及び湯河原町並びに津久井郡 <u>城山町</u>	[略]	神奈川県	[略]	海老名市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町及び二宮町、足柄上郡開成町、大井町及び松田町並びに <u>足柄下郡箱根町</u> 、 <u>真鶴町</u> 及び湯河原町	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							